

2025 年度中国政府奨学金留学生（駐新潟総領事館推薦）募集要項

1. 募集人数

2 名

2. 受入機関・専攻分野

受入機関については、希望する大学及び専攻が、中国国家留学基金管理委員会のウェブサイト「Study in China / 留学中国」(<https://www.campuschina.org/>) の「院校&专业 Universities & Programs」欄に、中国政府奨学金を利用可能な大学及び専攻として掲載されているか、よく確認すること。

3. 留学生の種類及び給費期間（学年単位）：（以下すべて 2025 年 9 月～）

	種類	学業期間	語学研修期間（中国語）	総給費期間
①	普通進修生（学部又は修士課程研究生）	1 年まで	1 年まで	2 年まで
②	碩士（セキシ）研究生（修士課程）	2～3 年	1 年まで	2～4 年
③	博士研究生（博士課程）	3～4 年	1 年まで	3～5 年
④	高級進修生（博士課程研究生）	1 年まで	1 年まで	2 年まで

※ 普通進修生と高級進修生は、修了時に修了証書が授与されるが、学位は授与されない。

※ 在籍中の大学予科生と漢語進修生は本奨学金の対象ではない。

※ 留学の種類に合う学業期間で申請すること。ただし、既に中国の大学に在籍中の者は残りの学業課程修了までの期間で申請すること。

※ 博士課程を除くすべての学生の給付期間は、大学の録取通知書（合格通知書）に記載されている学業期間となり、延長はできない。

※ 留学先大学が書類審査と詳細な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力や専攻で学ぶ適性があるかどうかを総合的に判定し、予科教育や語学補修の必要性を決定する。

4. 奨学金

(1) 学費免除

(2) 大学寮の寮費免除

原則として二人部屋。大学側の事情により学外のアパートに入る場合は、下記の基準で居住手当が支給される。ただし、家族を同伴し、寮に居住することができない場合や本人の希望で学外のアパート等に入居する場合は居住手当が支給されない。

- ① 普通進修生：月額 700 円
- ② 碩士研究生：月額 700 円
- ③ 博士研究生：月額 1,000 円
- ④ 高級進修生：月額 1,000 円

(3) 総合医療保険料の免除

中国平安養老保険株式会社「来華人員総合医療保険」に無料で加入できる。詳細は <https://www.lxbx.net/> の「留学生保険 800 円方案」を参照（ログインが必要）又は各自受入大学に確認すること。

(4) 生活費

- ① 普通進修生：月額 3,000 円
- ② 碩士研究生：月額 3,000 円
- ③ 博士研究生：月額 3,500 円
- ④ 高級進修生：月額 3,500 円

5. 応募資格

(1) 留学開始予定時期において、本学の学部又は大学院の正規課程に在籍し、日本国籍を有する者
※ 日本と中国（香港、澳門、台湾も含む）との二重国籍は不可。過去に中国籍を有していた者は、中国籍を放棄している必要があるため、面接選考後、該当する合格者は中国籍をすでに放棄していることが分かる証明書を CSC 電子申請システムでアップロードすること。

(2) 留学先大学での勉学に耐えられる健康状態である者

(3) 年齢（2025 年 9 月 1 日現在）

- ① 普通進修生：45 歳以下
- ② 碩士研究生：35 歳以下
- ③ 博士研究生：40 歳以下
- ④ 高級進修生：50 歳以下

(4) 学歴（2025 年 7 月 15 日現在）※卒業・取得予定者を含む。

- ① 普通進修生：高等学校卒業以上の者
- ② 碩士研究生：学士号以上の学位取得者
- ③ 博士研究生：修士号以上の学位取得者
- ④ 高級進修生：修士号以上の学位取得者または准教授以上の教職に就く者

(5) 語学能力

授業が中国語で行われる専攻では、普通進修生（中国語専攻を除く）または高級進修生の場合、HSK 試験三級 180 点以上の成績証明書、碩士研究生または博士研究生の場合、HSK 試験四級 180 点以上の成績証明書の提出が原則必要。

次のような申請者は、卒業（修了）証明書を提出することで HSK 試験の成績証明書の提出の代わりとすることもできる。ただし、2023 年 9 月 1 日以降に取得した HSK 試験の成績証明書があれば、必ず提出すること。

- 中国の高校および大学を卒業した者は、代わりに卒業証明書を提出してもよい。
- 中国の大学で修士および博士課程を修了した者は、代わりに修了証明書を提出してもよい。
- 中国の大学に在学中の者（在籍中の大学予科生と漢語進修生を除く）は代わりに、在籍証明書を提出してもよい。

次のような申請者は提出不要。ただし、2023 年 9 月 1 日以降に取得した HSK 試験の成績証明書があれば、必ず提出すること。

- 中国語を専攻する普通進修生として申請する者
- 授業が英語で行われる専攻を申請する者

6. 応募方法

申請希望者は、以下①～⑥の書類を 2025 年 1 月 14 日（火）正午（締切厳守）までに国際交流推進課へ電子データにより E メール（提出先アドレス：haken-shougaku@adm.niigata-u.ac.jp）で提出すること。（⑥指導教員推薦書については、作成された指導教員から国際交流推進課へ直接提出いただくよう

依頼すること。) なお, ④誓約書については, 2025年2月17日までに原本を提出すること。

	提出書類	留意事項	提出様式
応募学生作成			
①	学内申請書 (様式 1)	フォーマットやページ数は変更しないこと。 自署欄以外は, 手書き, PC による入力いずれも可。 自署欄は, 申請書を印刷し, 本人, 保護者等保証人が必ず直筆で記入すること。	PDF (署名後のもの)
②	留学中の学習・研究計画書 (様式任意) 中国文 (英文) 及び和文 各 1 部	<ul style="list-style-type: none"> ・留学の志望理由, 留学中の学習・研究計画, 帰国後の計画について詳しく記入すること。 ・文字数の目安 (中国文又は英文) は, 普通・高級進修生: 500 字 (英単語) 以上, 碩士・博士研究生: 800 字 (英単語) 以上 ・A4 縦 1 ~ 2 枚程度 ・本文の最後に作成日, 署名を記載すること。(署名及び作成日はパソコンデータでも可。) 	WORD 又は PDF
③	HSK (漢語水平考試), その他の中国語又は英語に関する検定試験の成績証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・中国語を主な教授言語とする学科・専攻を志望する場合, 有効期限内の要件を満たす HSK 成績証明書を提出すること。 ・外国語を専攻言語とする場合は, IELTS または TOEFL の成績証明書 (2023 年 9 月 1 日以降取得したものに限り) など, 留学を希望する大学が指定する語学能力証明書を提出すること。 ・中国語を専攻する普通進修生として申請する場合は不要だが, 2023 年 9 月 1 日以降に取得した HSK 成績証明書がある場合は必ず提出すること。 	PDF
④	誓約書 (様式 2)	内容を確認の上, 応募者及び保護者等保証人それぞれが自署欄に署名, 押印したものを提出すること。 (後日, 2 月 17 日までに原本を提出すること。)	PDF (署名後のもの) ※後日原本提出
⑤	希望する留学先大学の受入れ内諾書	予録取通知書, 指導教官の招聘状または留学先の教員とのやり取りメールなどの証明資料。	PDF
指導教員作成 (教員より国際交流推進課に直接提出)			
⑥	教員 2 名の推薦書 (形式・書式自由・A4 縦) (中国文 (英文) 及び和文各 1 部) (サインまたは押印のあるもの。)	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な時間的余裕をもって依頼すること。応募書類の内容を必ず確認いただくこと。 ・推薦書の作成を依頼した教員名及び依頼日について ①学内申請書の 2 ページ目に記載すること。 ・語学能力, 専攻分野に関する知識, 人物について, 本学の教授, 准教授のうち 2 名から書いてもらうこと。 ・宛名 (例「中国政府奨学金留学生選考委員各位」等) は不要。 	PDF (署名後のもの) ※後日原本提出
国際交流推進課にて学務情報システムより発行			
⑦	成績通知書	応募書類の一つとして, 国際交流推進課で準備する。	

<様式ダウンロード先>

<https://www.niigata-u.ac.jp/information/2024/603834/>

【参考】

紙の書類をPDF化するには、コピー機や複合機のスキャン機能を利用して（スキャナーで原稿を読み取って）PDFに変換する。コンビニエンスストア等のコピー機でもPDFファイルを作成可能なので、詳しくは各コンビニエンスストア等のHPを参考に各自で確認すること。

7. 学内選考方法及び日程

選考は、学業成績及び書類・面接による適性審査により総合的に行い（120点満点中、学業成績を60点、適性審査を60点とする）、上位2名を推薦候補者として駐新潟総領事館へ推薦する。

(1) 学業成績

前年度の学業成績をもとに、下の表及び計算式により算出する「成績評価係数」（3.00満点）に20を乗じ、60点満点にて評価する。

【成績評価係数の算出方法】

下記の表により「成績評価ポイント」に換算し、計算式に当てはめて算出（小数点第3位を四捨五入）

	成績評価				
4段階評価(パターン1)	—	優	良	可	不可
4段階評価(パターン2)	—	A	B	C	F
4段階評価(パターン3)	—	100～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン4)	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン5)	S	A	B	C	F
5段階評価(パターン6)	A	B	C	D	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

（計算式）

（「評価ポイント3の単位数」×3）+（「評価ポイント2の単位数」×2）+（「評価ポイント1の単位数」×1）
+（「評価ポイント0の単位数」×0）

総登録単位数

注意：履修した授業について単位制を採らない場合は、科目数をすべて単位数に置き換えて算出すること。

成績評価係数の算出にあたり、点数による評価がない場合は次のとおり算出する。

- ① 点数等により成績評価がなされない「認定」の場合は、計算から除外する。
- ② 「履修放棄」した科目については、0点にて計算する。

新潟大学における前年度の学業成績がない場合は、次のとおりとする。

- ① 原則として、「(2) 書類・面接による適性審査」により評価された点数を、学業成績の点数とする。
- ② 1年生が2学期に応募する場合等で、前学期の成績がある場合は、これをもとに算出する。
- ③ 前年度の全部又は一部を休学していた場合で、前年度の成績の一部や前学期の成績がある場合は、これをもとに算出する。
- ④ ③に該当するが、履修科目数が極端に少ない場合は、①の方法により評価する。

なお、前年度の新潟大学における所属学部・研究科が選考時と異なる場合（学部から大学院に進学した場合等）も前年度の成績をもとに算出するが、他大学から編入した場合等、新潟大学における前年度の学業成績がない場合は、①の方法により評価する。ただしその際は、他大学等における直近の成績証明書を参考資料として提出すること。

(2) 書類・面接による適性審査

応募書類及び選考委員による面接により、①人柄 ②目的意識・計画性 ③語学力を、各 10 点、計 30 点満点にて評価し、これを 2 倍とする (60 点満点)。①人柄 ②目的意識・計画性は選考委員が評価し、③語学力については、留学先大学で希望する専攻の授業で主に使用される言語について、別表に定める「認定単位数合計 (8 点満点)」に 2 点を加えた点数とする*。ただし、語学力をこれにより評価できない場合 (別表に含まれない検定試験結果を有する場合、検定試験の受験歴がない場合等) は、留学に向けての語学の準備状況等が考慮される。

※別表を参照の上、「6. 応募方法」に記載された能力試験証明書の写しを提出すること。

(3) 学内選考日程

2025 年 1 月 21 日 (火) ~24 日 (金) のいずれかの日に学内選考面接を行う。詳細については、応募書類を提出した学生に別途通知する。

(4) 選考結果

学内選考結果は、面接審査終了後 14 日以内を目途に、国際交流推進課から通知する。上位 2 名を推薦候補者として駐新潟総領事館へ推薦し、推薦候補者は、駐新潟総領事館を通じて中国政府に候補者として推薦される。最終決定は同政府が行い、その結果は 2025 年 7 月頃に駐新潟総領事館から通知される。その際、合格者には、配置される大学の合格通知とビザ申請のための JW201 表 (対象者のみ) も送付される。

8. 合格後の辞退について

学内選考に合格した者を「中国政府奨学金候補生」として正式に中国駐新潟総領事館へ申請するため、合格後の辞退は原則として認められない。

9. 注意事項

(1) 応募資格について

- ・新潟大学が中国の大学と締結している交換留学制度を利用する場合は、中国の大学の判断により本奨学金を利用できないことがあるため、新潟大学 (部局間交流協定校の場合は所属学部・研究科) を通して留学先大学と確認した上で応募すること。また、ダブルディグリーによる留学生として扱うか本奨学金採用者として扱うかは、中国の大学の判断になるため、本奨学金に採用された後、奨学金を受給できない可能性がある点に注意すること。
- ・本奨学金を受給する者は、孔子学院奨学金、中国政府のその他の奨学金、中国各地方政府の奨学金、または中国国内の各大学の奨学金を併給することはできない。2025 年 9 月以降、ほかの奨学金を受給する予定のある者は当該奨学金を辞退した上で応募する必要がある。なお、併給していることが判明した場合、受給済の奨学金を返金することが求められる上、3 年間、本奨学金への応募ができなくなる。公益財団法人日中友好協会が募集する中国籍府奨学金との併願・併給はできない。

(2) 学校の選択について

北京、上海など大都市にある大学は、出願者が多いため競争倍率が高く、面接に合格しても希望の大学に採用されない可能性が比較的高いため、希望大学を選択する際は大都市以外にある大学についても考慮すること。

(3) 本奨学金の延長について

博士課程以外は奨学金支給期間の延長は出来ないが、CSC には博士課程の学生のみを対象とする延長制度がある。希望する場合は、入学後に大学に問い合わせること。

(4) 奨学金の辞退について

本人の理由で辞退する場合、速やかに学務部国際交流推進課に連絡し、辞退届（様式任意だが、必ず辞退理由を明記し、本人直筆の署名があること）を提出し、入学許可証等書類を受領している場合は、すべての書類を同課に返却すること。

(5) 奨学金の支給中止について

奨学生が奨学金給付期間中に留学先大学を病気により休学または退学した場合、帰国費用は本人負担となる。大学の許可を得て休学する者は受給資格を最長1年間延期することができるが、1年後には復学しなければならない。休学期間中の奨学金は支給しない。また、その他の理由で休学する者の受給資格は取り消される。休学の申請先は留学先の大学である。

(6) 留学・安全情報の収集について

安全で有意義な留学のため、必ず事前に留学先国・地域の治安状況等の安全情報をはじめとする留学に関する情報を、以下のウェブサイト等を活用して収集すること。

- ・(独) 日本学生支援機構 (JASSO) 海外留学支援サイト : <https://ryugaku.jasso.go.jp/>
- ・外務省ホームページ : <https://www.mofa.go.jp/mofaj/>
- ・海外安全ホームページ : <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

10. 学内選考後の手続きについて

学内選考で推薦候補者と決定した場合は、下記(1)～(3)の事項について手続きを行うこと。

(1) 出願に関する手続き

以下①～⑧の書類を、以下の提出期限までに推薦候補者自身が CSC 電子申請システム

(<https://studyinchina.csc.edu.cn/#/login>) で提出する。⑨および⑩は取得に時間を要するため、早めに準備すること。事前に国際交流推進課で提出書類のチェックを行うため、以下期日までに提出書類一式を国際交流推進課まで提出すること。

【CSC 電子申請システム提出期限】2025年2月20日

【国際交流推進課提出期限】2025年2月13日(提出先:haken-shougaku@adm.niigata-u.ac.jp)

① 中国政府奨学金申請表 (中国語または英語)

② パスポートの表面

有効期限が2025年3月1日以降であること。現在所持しているパスポートの有効期限が2025年3月1日以前の場合は新たに申請する必要がある。

③ 在学証明書

④ 英文成績証明書

⑤ 語学力証明書

中国語を主な教授言語とする学科・専攻を志望する場合、有効期限内の要件を満たす HSK 成績証明書を提出すること。外国語を専攻言語とする場合は、IELTS または TOEFL の成績証明書(2023年9月1日以降取得したものに限り)など、留学を希望する大学が指定する語学能力証明書を提出すること。中国語を専攻する普通進修生として申請する場合は不要だが、2023年9月1日以降に取得した HSK 成績証明書がある場合は必ず提出すること。

⑥ 希望する留学先大学の受入れ内諾書

予録取通知書、指導教官の招聘状または留学先の教員とのやり取りメールなどの証明資料。

⑦ 留学中の学習・研究計画書 (様式任意)

文字数の目安 (中国文又は英文) は、普通・高級進修生: 500 字 (英単語) 以上、碩士・博士

研究生：800字（英単語）以上。

⑧ 推薦状

教授または準教授2名からの推薦状を提出すること。

⑨ 外国人体格検査表（所定用紙）

[「別添3外国人体格検査表及び無犯罪経歴確約書について」](#)

(<https://ryugaku.jasso.go.jp/content/000009953.pdf>) を参照のこと。

⑩ 犯罪経歴証明書

- ・ 警察が発行した犯罪歴のない証明書を提出すること。新潟県に住民登録をしている場合、申請場所は新潟県警察本部となる。申請前に以下ウェブサイトを確認し、**提出書類等について必ず事前に問い合わせた上で申請すること**。その際、新潟大学の学生で、中国留学にかかる中国政府奨学金申請のために同証明書が必要であることを伝えること。
- ・ 犯罪経歴証明書は開封すると無効になる場合があるが、開封しアップロードしてよい。

【問い合わせ先】

新潟県警察本部刑事部鑑識課 犯罪経歴証明書担当係

新潟市中央区新光町4番地1 Tel. 025-285-0110

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kenkei/tetuzuki-policecertificate-index.html>

(2) 渡航に関する手続き

新潟大学ホームページ「留学の安全・危機管理」

(<https://www.niigata-u.ac.jp/international/study-abroad/safety/>) に記載の所定の学内手続きを行うこと。

(3) 本学が指定する学研災付帯海外留学保険「付帯海学」及び危機管理サービスに加入すること。

1.1. 不測の事態等による留学の延期・中止・中断について

留学先国・地域における治安状況、感染症流行、自然災害等のやむを得ない事情又は不測の事態により、本学は学生本人の安全を第一と考え、出発の直前直後であっても留学の中止や延期、又は中断を決定することがある。その場合に発生するキャンセル料や帰国費用等については学生個人の負担となる。

なお、本学では、外務省海外安全ホームページ上の危険情報等に基づき学生の海外派遣可否について判断を行っており、危険情報又は感染症危険情報が「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上の国・地域やスポット情報で渡航自粛が呼びかけられている国・地域への派遣は、中止又は延期を原則としている。

1.2. 応募書類提出先・問い合わせ先：

新潟大学学務部国際交流推進課 派遣留学係

電話：025-262-6797 E-mail：haken-shougaku@adm.niigata-u.ac.jp